担当課·係(連絡先)

税務課・土地・家屋係(049-251-2711 内線354)

手続説明

・概要

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続き(書類の受領、納税や環付金の受領など)を行う方をいいます。

・申告が必要な場合

海外へ出国されるなどの理由により、自分の納税通知書の受領や納税などができなくなる場合、代わりに納税に関する手続きをする人を申告(申請)する必要があります。

納税管理人の変更など、提出した納税管理人申告書(申請書)の内容に変更が生じた場合には、その都度申告をする必要があります。

• 提出期限

納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内 記載事項に変更が生じた日から10日を経過した日まで

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.citv.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/mainanba201410.html

•納稅管理人申告書(承認申請書)

※手続きには納税管理人ではなく納税義務者のマイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/koteitoshi/nouzeikanrinin.html 詳細は税務課土地・家屋係にお問い合わせください。

出張所での取扱いなし

木曜延長・休日開庁の取扱い

あり